

## 平成27年度 第4回伊勢原市介護保険運営協議会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部 介護高齢福祉課

〔開催日時〕 平成28年2月25日（木曜日）午後3時～4時

〔開催場所〕 市役所2階 2C会議室

〔出席者〕

〔委員〕 西村委員長、野地委員、井上委員、西野委員、渡辺委員、山下委員、永野委員、  
上田委員、斎藤委員、麻生委員、宮崎委員、種村委員

〔事務局〕 小林課長、石川主幹、栗田副主幹、水谷副主幹、山内副主幹、中村主任主事

〔公開可否〕 公開

〔傍聴人〕 1人

### 《審議の経過》

1 開会

2 あいさつ

3 議題

（1） 協議事項 地域包括支援センターの評価について

（会長）

ただ今、説明がありましたように、これまで議論した内容をもとに作りました修正案と  
いうことで、さらに御意見等ございましたらお願いいたします。

（委員）

評価は3段階で評価するのですか。

（事務局）

はい、評価表の自己評価に記載するのはA B Cの3段階になります。よく出来ている、  
概ね出来ている、要改善の感触を3段階に判断して記入するようになります。

（会長）

他にございますでしょうか。現場の実感からはいかがですか。

（委員）

実際に記載する包括の職員からしたら、すっきりと書きやすくなったと思います。

（会長）

よろしいですか。特に御意見がなければ、この評価表で承認ということによろしいでし  
ょうか。それでは、承認されました。

（2） 報告事項

（ア） 介護予防・日常生活支援総合事業について

（会長）

ただ今の事務局の説明について、何か御意見等はございますか。

（委員）

これは、利用者の方へは、どのようにしてご案内をされるのですか。

（事務局）

市のホームページと広報いせはらに掲載予定です。要介護認定の更新の方については、更新のお知らせ通知に案内を同封します。

(委員)

要支援の方にお知らせをするということですか。ホームページはあまり見られないのではないかと思います。本人に手渡しできる形でお知らせをするのですか。

(事務局)

はいそうです。要支援の方も期限が切れる前に更新のお知らせを郵送するのですが、その通知に案内を同封しますので、チェックリストにするのかご判断いただくようになります。また、要支援の方が更新申請をされる場合は、地域包括支援センターの職員が代行申請をする場合がかなりありますので、ご説明させていただくようになると思います。

(委員)

支援の人がチェックリストでやるということは、介護審査会はおさないということですか。

(事務局)

介護予防の通所介護や介護予防の訪問介護サービスのみを利用する場合は基本チェックリストのみで、介護審査会をしないでもサービスを利用できますが、訪問看護サービスや福祉用具を利用したい場合は、要介護認定の申請をして介護審査会をとおすようになります。支援の方のご希望されるサービスによって申請方法は違います。

(委員)

この制度改正は、かなり重要だと思っています。どちらのサービスを使いますかということではなくて、どういう改正なのかということをもう少し対象になる人にお伝えしないと、利用する方は意味がわからないのではないかと思います。現場の人間でも、繰り返し話し合っようやく理解できることなのだと思いますので、広報でされるなら、特集を組むなどして、どういう意味合いの制度改正なのかということをお知らせすることは必要ではないでしょうか。

(会長)

事業の中身だけであるとよく分からないですね。事業全体を分かりやすく説明しつつ、実際、利用者はどう変わるのか、新しく利用する方はどこに気をつけたらいいのかを広報する際に気をつけていただけたらと思います。

(事務局)

周知方法については、内部でも検討しました。総合事業全体を記載するとなるとかなり幅広い内容となります。そこには新しい考え方の基準を緩和した訪問サービスや住民主体の訪問サービス、移送サービスなど市独自のサービスも提供できることになっています。平成28年度当初ではその部分については、伊勢原市では導入できない状況です。

導入できる部分は、サービス利用者から見ると従来のものに近い事業者が行う訪問サービスと通所のサービスになります。なので、この時点で提供できないサービスについてお知らせすることは、却って混乱を招くのではないのかと思ひまして、このタイミングでは、先ほどの周知方法を考えたということになります。

(委員)

丁寧な説明はしたほうが良いと思います。ここに他市のものですが、カラー刷りのちら

しを持ってきたので、参考になったらと思います。

(事務局)

同様のもう少し詳細なパンフレットの購入を考えています。

(委員)

総合事業になったら、マイナンバーも記載する必要がありますか。

(事務局)

総合事業の申請書の詳細については、未確認のところもあります。介護予防も含めて、介護保険の申請については、マイナンバーの記載ができるようになっていました。ただし、マイナンバーの記載がなくても申請書の内容に不備がなければ、受付はできるようになっています。

(会長)

希望サービスを聞き取った上で、振り分けを行う。そこを利用者やサービス提供事業所にも理解していただけるようにすると良いと思います。

そうすると、利用者側から見て、サービス内容の変化が大きくないのであれば、事務局の説明のとおりの方が混乱が少ないのかもしれないですね。

コーディネーターの養成に関しては、4月から開始できるように準備は整っていますか。

(事務局)

コーディネーターの養成は、生活支援体制整備として、包括的支援事業に位置づけていくのですが、協議体の設置とコーディネーターの配置は28年度からすぐにできるということではありません。準備が整い次第ということですが。コーディネーターの選出方法や候補者の選定などまだ定まっておられません。現在は、市の職員がコーディネーター研修に参加している現状です。

(委員)

生活支援コーディネーター養成（第1層は行政）と書いてあるのは、第1層は行政の方で、第2層が民間ということですか。

(事務局)

まだ、決まりではありませんが、第1層には行政が参加する。ただし、コーディネーターは行政ではないと考えています。第2層は行政以外で公平中立な立場の方々に御協力いただければと考えています。コーディネーターは、研修を受けていただくことと、地域づくりの実績のある方が望ましいと言われています。

(委員)

相模原には生活支援コーディネーターの配置予算というのがついていて、伊勢原市では、段階ごとに予算化して、地域包括ごとにコーディネーターを配置するということですか。

(事務局)

地域包括レベルで行いたいとは思いますが、必ずしも包括ごとでなくとも良いと国では示しています。

(委員)

協議体の数であるとか、コーディネーターの数を決める研究会を28年度に立ち上げるということですか。

(事務局)

そういうことになります。先日の要請研修の参加者をみると、行政が半分、残りは地域包括支援センターや地区社協という状況でした。民間や団体の代表者でコーディネーターの候補に挙がっているというのは、県の研修ではまだ数名でした。

(会長)

他に何かございますか。それでは、次の地域密着型通所介護の創設について説明をお願いします。

(事務局)

(イ)小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行について説明。

(会長)

今の説明について、御意見等ございますか。特にないようですので、次の報告をお願いします。

(事務局)

(ウ)介護保険認定状況について説明。

(会長)

今の説明について、御意見等ございますか。特にないようですので、次の報告をお願いします。

(事務局)

(エ)伊勢原市地域包括支援センター運営要綱の一部改正について説明。

(会長)

今の説明について、御意見等ございますか。特にないようですので、その他の事項ございますか。

(事務局)

1年間、介護保険事業運営協議会に御協力いただきましてありがとうございました。引き続き、任期3年で、あと2年ございますので、よろしく願いいたします。

次回の運営協議会は6月下旬から7月上旬に予定をいたしております。開催日時につきましては、改めて御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(会長)

他にないようでしたら、すべて議題は終了いたしましたので、議長役を終わらせていただきます。進行に御協力いただきましてありがとうございました。

(事務局)

西村会長、議事進行ありがとうございました。それでは、閉会のご挨拶を野地副会長にお願いいたします。

(副会長)

本日の介護保険運営協議会委員の皆さんには、活発な御意見をいただきましてありがとうございました。ちまたでは、インフルエンザがはやっておりますので、お気をつけいただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

以上